

件名	愛媛県視聴覚福祉センター管理条例及び愛媛県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
主管課	障がい福祉課（子育て支援課）
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第17号） ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65条）
<p>【改正の概要】</p> <p>こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（令和5年4月1日施行）が施行されることに伴う規定整備を行う。</p> <p>【改正内容】</p> <p>1 愛媛県視聴覚福祉センター管理条例 文言の改正 <u>厚生労働大臣</u> → <u>主務大臣</u> （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条）</p> <p>2 愛媛県子ども・子育て会議条例 引用条項ずれの改正 子ども・子育て支援法 <u>第77条</u> → <u>第72条</u></p> <p>（参考） こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律第25条、第33条</p>	
施行日	令和5年4月1日
【その他参考事項】	